

## コンビニでますます便利に ～住民票の写しなどはコンビニ交付の活用を～



### コンビニ交付とは

全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機から、マイナンバーカードを使用して証明書を取得することができます。

### 対象証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書、各種税証明書

### サービス日時

年末年始（12月29日～1月3日）を除く  
午前6時30分～午後11時

☎ 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

### メリット

#### ●役場の窓口より手数料が安い

→窓口では交付手数料が200円かかりますが、  
**コンビニ交付で取得すると150円**で済みます。

#### ●いつでもどこでも証明書が取得できます

→交付可能店舗（セブンイレブン、ファミリーマート、ローソンなど）でマルチコピー機が設置されていれば、全国どこでも年末年始を除き利用できます。

→サービス時間内であれば、早朝および夜間の取得も可能です。

お持ちでない人は、  
マイナンバーカード  
を取得しましょう！

## 国民年金だより

### 免除された国民年金保険料を追加で支払うことができます

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合には、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。しかし、免除などの承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

#### 1 追納を行う場合は、申し込みが必要です。

追納の手続きは年金事務所まで受け付けします。承認した場合には納付書を発行します。追納の場合は納付書での支払いとなり、口座振替並びにクレジット納付は利用できません。

#### 2 追納できるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られます。

（例：令和元年12月に追納できるのは平成21年12月分から）

#### 3 承認などをされた期間のうち、原則古い期間からの納付となります。

4 保険料の免除などを受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。  
※追納額は免除の種類（全額・3/4・1/2免除等）により追納額が異なりますので、石巻年金事務所にお問い合わせください。

☎ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115  
役場 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

### 〈次回の年金相談会〉

【日時】令和2年1月8日（水）午前10時～午後3時30分

【場所】役場1階会議室

※事前予約が必要です。石巻年金事務所 ☎0225-22-5115  
※年金に関する相談事がありましたらご利用ください。



## マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの人へ

マイナンバー制度開始当初にマイナンバーカードを申請した人は、2020年1月以降、カード内に搭載されている電子証明書の有効期限を迎えます。また、カード申請時に未成年だった人は、カード本体が有効期限を迎えます。

ともにカードに記載されている有効期限の3カ月前から更新手続きが可能です。

| (1)マイナンバーカードの有効期限<br>カードの表面に印字（●年●月●日まで有効）                                                                    | (2)電子証明書の有効期限<br>カード表面に手書きで記載                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>発行時20歳未満の場合→発行日から5回目の誕生日</li> <li>発行時20歳以上の場合→発行日から10回目の誕生日</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>年齢に関わらず、発行日から5回目の誕生日</li> </ul> |

対象となる人には、満了日の2か月前に有効期限通知書が届きます。

カード所有者本人が有効期限内に有効期限通知書とマイナンバーカードを持参し、役場指定窓口で更新手続きを行ってください。

被成年後見人と15歳未満の人は法定代理人の同伴が必要です。



マイナンバーカードの有効期限  
電子証明書の有効期限

### マイナンバーカードを持っていると…

- マイナンバーを証明する書類として利用でき、添付書類の省略ができます。
- 顔写真付き身分証明書として、さまざまな場面で利用できます。マイナンバーの提示と本人確認が同時にできる唯一のカードです。
- 各種オンライン取引などに使えるようになる見込みです。
- コンビニエンスストアで住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書が取得できます。

### どうやって取得するの？

住民票の住所に郵送されている「通知カード」と「個人番号カード交付申請書」を使用して交付申請を行います。

#### (1) 申請

##### ●郵便による申請

「個人番号カード交付申請書」に署名（記名）・押印し、顔写真を貼り付け、送信用封筒に入れて郵便ポストに投函します。

##### ●パソコン、スマートフォンによる申請

交付申請用のWEBサイトにアクセスし、画面に従って必要事項を入力した上で、デジタルカメラで撮影した顔写真データを添付して送信します。  
※交付申請書に記載の申請書IDを入力してください。

##### ●証明用写真機からの申請

タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざします。画面の案内に従って必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信します。

##### (2) 受け取り

申請後1カ月程度で自宅に交付通知書（はがき）が届きます。交付通知書に記載された期限までに交付場所へお越しください。

※通知カード、個人番号カード  
交付申請書を紛失した場合は…

町民税務課戸籍住民係まで連絡ください。



☎ 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373